

令和 7 年度静岡県食文化資源を活用したインバウンド誘客 企画運営業務委託 企画提案募集要領

1 趣旨

本要領は令和 7 年度静岡県食文化資源を活用したインバウンド誘客企画運営業務委託について、公募型企画提案を募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務の名称

令和 7 年度

静岡県食文化資源を活用したインバウンド誘客企画運営業務委託

(2) 業務の目的

本業務では、和食展しずおかの開催を契機に、清水港に寄港するクルーズ船に乗船した外国人を対象として、静岡が誇る食文化の魅力発信・理解促進及び、和食展しずおかへのインバウンド誘客を図ることを目的とする。

(3) 業務の委託期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日(金)まで

(4) 業務の内容

別添、「令和 7 年度静岡県食文化資源を活用したインバウンド誘客企画運営業務委託仕様書」のとおり。ただし仕様書の内容は、委託者と協議のうえ、予算の範囲内で変更できるものとする。

(5) 契約限度額

9,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）以内

※限度額を超えたものは失格とする。

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 静岡県内に本社、支社、営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (2) 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格において、「イベント」の営業種目について、参加資格を有するものであること。
- (3) 過去 5 年間に、国や静岡県内の地方公共団体、観光団体等が委託するインバウンド誘客事業を受託した実績を有する者であること。
- (4) 企画提案書の提出期限の日から契約の時までの期間に、国又は地方公共団体との契約及び静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外

- の者をいう。)が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 企画提案参加方法

(1) スケジュール

項 目	日 程
質問受付期間	令和7年5月15日(木)～ 令和7年5月22日(木)午後5時まで
質問に対する回答	令和7年5月27日(火)
参加表明書の提出期限	令和7年5月28日(水)午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年5月30日(金)午後5時まで
審査 (プレゼンテーションにより実施)	令和7年6月3日(火) ※時間は別途提示
選定結果の通知	令和7年6月5日(木)

(2) 質問事項の受付・締切りについて

本要領の内容等についての質問は、「(別紙1) 質問書様式」により提出してください。

ア 質問受付期間

令和7年5月22日(木)午後5時まで

締切時刻以降の質問については、受け付けません。

イ 質疑方法

メールによるものとし、送信時には受付窓口あて必ず到達確認を行ってください。

ウ 質問に対する回答

令和7年5月27日(火)までに、質問者に対しメールで回答するほか、インターネット(県文化政策課ホームページ)に掲載します。(ただし、個人情報は除く)

(3) 参加表明書の提出

企画提案への参加を希望する者は、所定の様式(別紙2)により参加の意思を表明するものとする。なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は、所定の様式(別紙3)を(4)の企画提案書の提出期限までにメールで提出すること。

ア 提出期限

令和7年5月28日(水)午後5時まで(必着)

イ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課

電子メールアドレス: arts@pref.shizuoka.lg.jp

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

別添、「静岡県食文化資源を活用したインバウンド誘客企画運営業務 企画提案書作成要領」に従い、作成する。

イ 提出期限

令和7年5月30日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課

〒420-8601 静岡県葵区追手町9番6号 東館12階

工 提出方法

(ア)直接持参又は郵送（郵送の場合は「書留」とすること）

(イ)持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間とする

(ウ) 郵送の場合は、令和7年5月30日（金）午後5時必着とする

※企画提案は、1事業者1提案とすること。

※郵送の場合、書留など発送・配達の確認できる方法によること。

※受付期間中に全ての書類の提出がない場合、失格となる場合があるので注意すること。

※企画提案書提出後の提案書の修正は認めない。追加提案書の提出も認めない。

(5) プレゼンテーション

ア 日時 令和7年6月3日（火） ※時間は別途通知する

イ 会場 静岡県庁東館 10 階第 2 会議室

ウ 1社当たりの所要時間 プレゼンテーション 15分程度
質疑応答 15分程度

工 留意事項

(ア)プレゼンテーションは企画提案書のみで行い、追加資料、パソコン等の機材の使用は認めない。なお、企画提案書に記載するウェブサイトや動画の紹介については、パソコンを使用した説明を認める。

(イ) 質疑応答は、必要に応じパソコン等の機材の使用を認める。

(ウ)参加者は3名程度とする。

(エ) 提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

(6) 企画提案に要する費用

企画提案に要する全ての費用は、参加各社の負担とする。

(7) 様式等の入手方法

下記からダウンロードすること。

静岡県ホームページ「入札・業務委託・プロポーザル等（スポーツ・文化観光部）」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsusports/index.html>

5 選定

(1) 審査

「静岡県食文化資源を活用したインバウンド誘客企画運営業務委託企画提案選定委員会」が、提出された企画提案書とプレゼンテーションの内容を総合的に評価する。

(2) 審査基準

項目	審査基準
業務の理解度	・ 静岡県食文化資源を活用したインバウンド誘客の趣旨、目的に沿った企画提案になっているか
業務の実行性	・ 業務を確実に実施できる運営体制を有しているか。また、過去に類似業務の実績を有しているか。 ・ 業務工程表が適切に作成されているか。

提案の魅力や企画力	(1)PR ブースの運営・設営 ・ 静岡の食文化の魅力が伝わるように工夫されているか。 ・ 和食展しずおかへの誘客に繋がるように工夫されているか。 ・ 外国人への質疑応答を滞り無く実施できる人員配置がなされているか。
	(2)和食イベントの概要 ・ 和食文化の理解促進に繋がる内容になっているか。 ・ それぞれのイベント内容が重複せず、魅力的な内容になっているか。 ・ 外国人が理解しやすく、楽しめる工夫がなされているか。
	(3)広報活動 ・ クルーズ客に直接アプローチ出来る工夫がなされているか。 ・ 多くの人の目が触れる広報場所の選定がなされ、和食展しずおかへの誘客に効果的な手法で広報がなされているか。
効果検証	(2) 和食展イベントの概要、(3) 広報活動のそれぞれで、効果検証が定量的になされ、結果分析までなされる提案となっているか。
経費見積りの妥当性	・ 項目に過不足なく、提案内容に見合った経費見積となっているか。
社会的取組	・ 多様な人材が活躍する社会の実現に向けた取組を実施しているか。

(3) 選定結果

ア 候補者の選定

選定結果に基づき、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

選定結果は、令和7年6月5日（木）までに全てのプレゼンテーション参加者に、メールで通知する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続きを行うものとする。

イ 選定結果に対する説明

選定結果について、通知の翌日から5日（土曜日及び日曜日を除く）以内に書面（自由様式）により、説明を求めることができる。

(4) 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 審査委員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められる場合

ウ その他、静岡県と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合

6 その他

- ・ 契約手続きにおいて、使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とする。
- ・ 提出された書類等は返却せず、必要に応じて複写することがある。

- ・企画提案書による提案内容は静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課に帰属する。
- ・契約候補者選定後、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は、契約限度額の範囲内で、協議の上、修正をする場合があるものとする。
- ・本契約によって制作された制作物の著作権は、原則として委託者に帰属することとし、委託者以外の者が所有する著作権等に係るものを除き、次年度以降に実施する他の事業においても使用する場合がある。
- ・事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。
 - ア 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（別紙4）
 - イ 本業務の一部を他の者に行わせ、または当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請業者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（別紙5）の写し

7 問い合わせ

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課
〒420-8601 静岡市葵区迫手町9番6号 東館12階
電話 054-221-3506 FAX 054-221-2827
電子メール arts@pref.shizuoka.lg.jp